

史跡飯田古墳群 保存活用計画の概要

1 保存活用計画について

史跡飯田古墳群は、飯田市の天竜川右岸に位置し、天竜川に沿って延びる段丘上の南北約10km、東西約2.5kmの範囲に広がる5世紀後半から6世紀末にかけて築造された11基の前方後円墳と2基の帆立貝形古墳からなる古墳群です。天竜川の支流などを境に座光寺・上郷・松尾・竜丘の4つの単位群に分かれ広範囲に及ぶ古墳群ですが、一体の古墳群として捉えることで古墳時代中・後期におけるヤマト王権を中心とした政治体制の変革や東国経営の在り方、地域社会の動向を知ることができる古墳群として平成28（2016）年10月に国の史跡に指定されました。

飯田市教育委員会では、史跡飯田古墳群を将来にわたって保存継承・活用するために保存活用計画を策定しました。

2 史跡飯田古墳群の価値

- (1) 飯田市域では馬の埋葬された遺構や馬具の出土例が多く、史跡飯田古墳群の存在は、ヤマト王権における軍事・輸送の要であった馬の生産管理を担う重要な地域であったことを物語るものです。
- (2) 史跡飯田古墳群の出現は、5世紀におけるヤマト王権の陸上交通網の発展による地方経営の変革を示すものです。
- (3) 単位古墳群の様相から、ヤマト王権の在地勢力に対する初期の自主性の容認と中央集権国家体制移行期における再編成の過程を知ることができます。
- (4) 周辺地域の影響を受けた多様性は、東西を結ぶ陸上交通網の状況や地域間交流の実態を示しています。
- (5) 伊那谷南部の特徴的な段丘と天竜川支流による田切地形上に立地し、単位古墳群ごと独自性が認められるものの一体性を持った古墳群です。



上溝天神塚古墳出土の馬具



宮垣外遺跡の馬埋葬土壙

3 保存活用計画の大綱

史跡飯田古墳群の本質的価値を適切に保存活用するにあたっての基本事項を大綱として示します。

(1) 史跡飯田古墳群を「地域の宝」として後世に守り伝える

史跡飯田古墳群は、日本の古代史を物語る重要な歴史資産であるとともに、地域の魅力を示す「地域の宝」でもあります。地域のみなさんや団体等と連携・協働して確実に後世に守り伝えます。

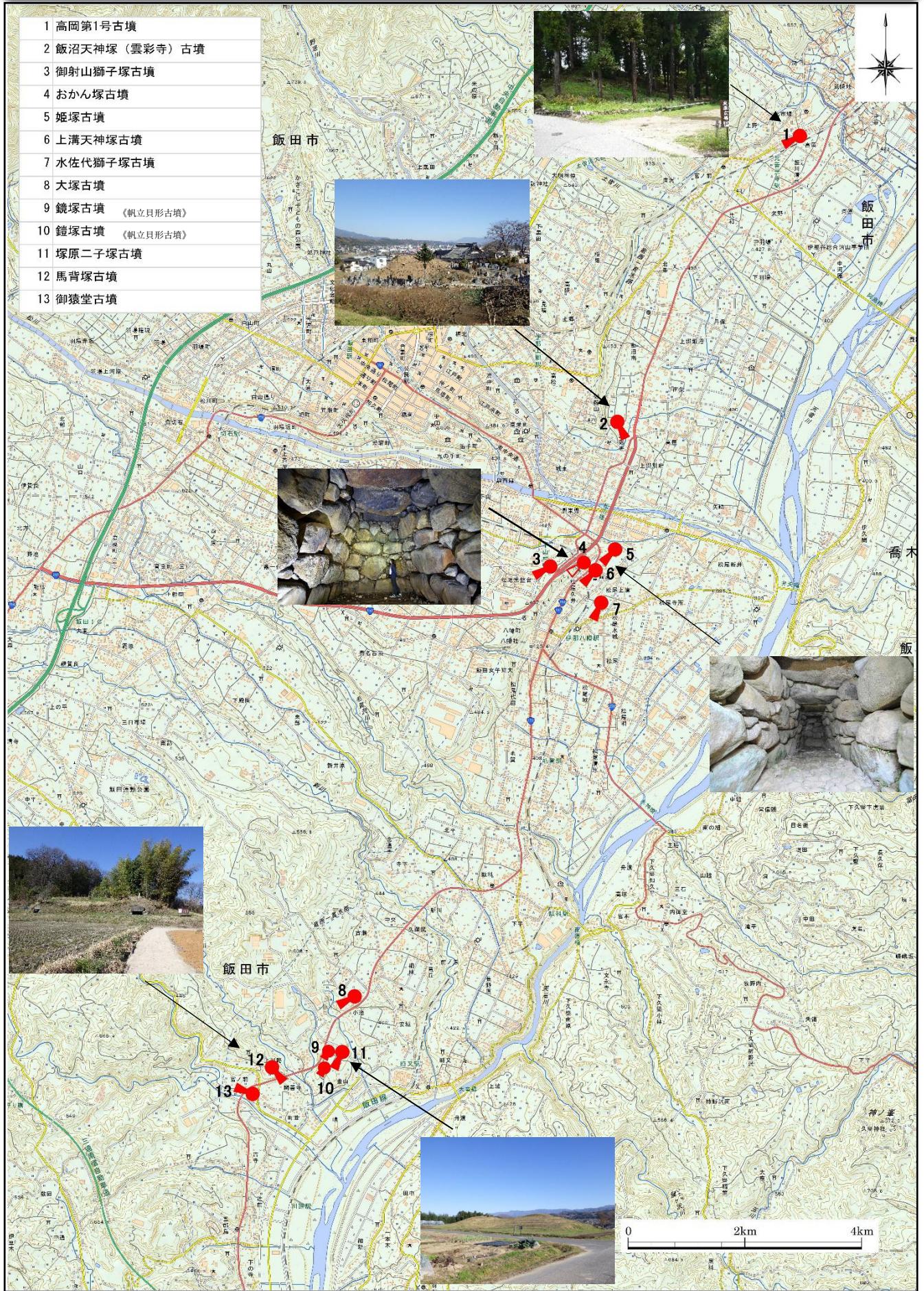
(2) 史跡飯田古墳群の多様性を活かした活用・整備を図る

史跡飯田古墳群を現地公開し、調査研究に基づいて史跡飯田古墳群の多様性を活かした活用・整備を図ります。また、地域のみなさんや団体等と連携・協働して、学びの場、交流の場として活用・整備し、地域の魅力として広く情報発信をします。

(3) 史跡飯田古墳群を保存継承するため、管理運営、活用・整備に係る体制を整備する

行政内での連携体制を強化するとともに、地域と一体となった推進体制を整備します。

4 史跡飯田古墳群を構成する古墳



5 史跡飯田古墳群の保存管理

史跡飯田古墳群を、国民共有の財産・地域の歴史文化資産として、恒久的に保存し、未来へ確実に継承するための保存管理の方向性を示します。

(1) 現状変更等^{*1}の取り扱い

史跡飯田古墳群としての価値を構成する要素（墳丘・埋葬施設・周溝等）に影響を及ぼす現状変更等は認められません。現状変更等を計画する場合、飯田市教育委員会を窓口として十分な事前協議が必要です。その内容によって、事前調査や立ち合い調査を実施し、重要な遺構が確認された場合は、その保存に万全を期すこととします。

※1 現状変更等：史跡等において、その現状を変更する行為や保存に影響を及ぼす行為のことと言います。

【現状変更等の許可申請が必要な行為】

- ① 木竹（果樹を含む）の伐採・植栽（植樹）・改植・伐根
- ② 建築物の新築・建替・増築・除却^{*2} ※2 除却：既存の建築物等を取り壊し更地とすること。
- ③ 工作物の新設・改修・除却
- ④ 地形改变、土木工事
- ⑤ その他、史跡の保存に影響を及ぼす行為

【現状変更等に該当しない維持管理等】

- ① 日常的な維持管理（除草、植栽の剪定・枝払い等）
- ② 既存建築物・工作物の維持管理（修繕等）
- ③ 祭祀行為、古墳を利活用したイベント等に伴う簡易な工作物の一時的な設置又は撤去
- ④ 生業（耕作地内での通常の営農行為、果樹の剪定・枝払い等）

【現状変更の取扱基準】

史跡飯田古墳群は、長い年月の中で様々な用途で利用されながら今日まで継承されてきました。その経過を考慮し、木竹・果樹・建築物・工作物等について、それぞれに現在の土地利用によって生じる現状変更等に係る取り扱い方法や基準を定めます。

(2) 追加指定の方針

- ① 史跡指定された古墳の保護を万全とするための追加指定

現在の13基の古墳の史跡指定範囲は、地表に表出する墳丘が中心です。そのため、本来の墳丘の一部や周溝が指定地外に存在することが考えられます。発掘調査により古墳の遺構を確認した箇所については、土地所有者等関係者の理解を得て追加指定を進めるものとします。

- ② 史跡指定されていない前方後円墳、帆立貝形古墳等の追加指定

現存するが指定されていない9基の前方後円墳・帆立貝形古墳について、実態把握のための発掘調査を実施し、条件を整えたうえで追加指定を図ります。また、発掘調査で史跡に加えるべき古墳を新たに確認した場合は、追加指定を検討します。

(3) 史跡指定地公有地化の方針

史跡の保存管理を確実にし、適切な公開・活用を図るために必要に応じて公有地化を検討します。公有地化にあたっては、整備基本構想・基本計画策定後の整備計画と連動し進めるものとします。

6 活用・整備

史跡飯田古墳群の本質的価値をよりよい形で伝えるための活用・整備の方法は次の通りです。

(1) 活用

史跡飯田古墳群を、ヤマト王権による政治支配や東国経営の在り方を物語る文化財、古代が体感できる歴史文化資産として現地公開を進めます。また、地域の成り立ちや魅力についての学び、そこに訪れる人との交流や史跡飯田古墳群を核とした地域の活動をまちづくりや人づくりの資源として活用を図ります。

- ① 学校での歴史学習・地域学習の生きた教材として活用を図ります。
- ② 史跡飯田古墳群の多様性を活かし、学術研究のフィールドとして活用します。また、その成果を学校教育や生涯学習に還元します。
- ③ 地域活動における歴史・文化の学びの場として活用します。
- ④ 多様な主体が集う地域活動の場、交流の場として活用します。
- ⑤ 地域の魅力を発信する観光資源としての活用を図ります。



小学生の古墳見学の様子

(2) 整備

- ① 史跡の所在を示す標識や史跡の範囲を示す境界標等を優先的に設置します。
- ② 墳丘・埋葬施設等の定期的な観測を行い史跡の状況把握に努め、必要に応じ予防措置を講じます。また、対応が必要なき損等が確認された場合は、状況により応急措置・復旧等を行います。
- ③ 史跡の活用のための整備については、史跡の価値を明らかにするための発掘調査を実施し、その成果を踏まえ策定する整備基本構想・計画の中で示すものとします。

7 運営・体制の整備

- 地域住民や地域自治組織、市民団体等多様な主体が連携・協働して史跡の保存管理・活用を図ることができる体制づくりを進めます。
- 飯田市は、史跡飯田古墳群の管理団体として史跡の保護に係る諸事業や行政手続きを適切に行うとともに、適切な維持管理を土地所有者等関係者の理解と協力を得ながら進めることとします。
- 史跡の保存管理にあたっては、文化庁や長野県教育委員会の指導・助言のもと飯田市教育委員会が中心となって適切に行います。今後の利活用等における必要な環境整備については、飯田市の関連部局と横断的な体制を構築して進めます。

8 実施計画

本計画は、おおむね 10 年を目途に計画全体の見直しを図ります。ただし、発掘調査の実施状況や追加指定の状況等により適時計画の見直しを行うものとします。

- (1) 本計画策定後の 10 年間は、保存管理・活用、運営体制等の整備に関する諸事業と追加指定及び実態把握のために必要な範囲確認調査を中心とした事業を実施します。
- (2) 令和 12 年度以降に計画の見直しと整備基本構想・基本計画の策定を予定します。